

中国人民保険公司の英文積荷保険証券の解説

葛 城 照 三

中国人民保険公司の英文積荷保険証券の解説

は し が き

中国は社会主義国であるから、国内の火災保険や自動車保険は行なわれていないが、外国貿易や国外物件に関する保険は行なわれている。今回の日中国交正常化が実現する前でも、いわゆる友好貿易商社によって日中間の貿易は行なわれていた。例えば年1971度の日中貿易総額は輸出6億2,100万ドル、輸入3億4,900万ドルであった。⁽¹⁾私は、かねてから、中国側の使用する海上積荷保険証券はどのような内容のものであるかを知りたいと思っていたところ、最近、中国の在日貿易商社から中国最大の保険会社である中国人民保険公司⁽²⁾（The People's Insurance Company of China）の保険証券を入手した。これを読むと、他国の保険証券にない約款もあるので、何かの参考になると思って、ここに解説することにした。

- (1) 日本から中国への輸出貨物の貿易条件はほぼ100%FOB条件であるので、輸出貨物の海上保険は中国側で引受けている。又中国から日本への輸入貨物はCIF条件とFOB条件が半々であり、したがって日本の保険会社が輸入貨物の50%の保険を引受けていることになる。昨年度の中国貿易関係の日本側海上保険会社の保険料収入は日本からの輸出1,675万円、中国からの輸入2億6,950万円、合計2億8,625万円である

(東京海上貨物保險情報1972年10月号)。

- (2) 中国には保險会社が4社あるとのことであるが、中国人民保險公司是1949年10月設立の国营保險会社で、貨物海上保險では中国からの輸出の80%、中国への輸入の90%を取扱っている中国最大の会社である(東京海上貨物情報1972年10月号)。

中国人民保險公司の海上積荷保險証券は中国文に英文の翻訳が添付された形となっている。特別保險約款もまた同様である。日本の英文積荷保險証券は和文保險証券と全く別個のものであって、英文積荷保險証券は英国の保險証券を完全に模倣し、かつ、“This insurance is understood and agreed to be subject to English law and usage as to liability for and settlement of any and all claims” という英法準拠約款が挿入され、この保險証券に添付される標準的特別約款は The Institute of London Underwriters 制定のいわゆる Institute clauses をそのまま採用している。然るに中国の英文保險証券にはこの種の準拠法約款はなく、英文は中国文の翻訳であるにすぎない。

中国の英文保險証券裸本文は相当多く英国の保險証券を取入れているが、これに添付される特別保險約款は中国独特のものであって、他国にその例のない約款である。私に中国保險証券を提供してくれた中国貿易会社の幹部の話によれば、中国政府は革命達成と同時に従来のすべての制定法を廃棄したので、中国には現在海上保險の制定法は存在しないとのことである。

後掲の特別保險約款第5条「紛争処理約款」によると、「被保險者と中国人民保險公司との間に生ずる一切の紛争は、事実からの真相の追求の原則と公明正大な合理性の原則に基づき友好交渉によって解決されるべきものとする。交渉によるも解決が成立せず、かつ、仲裁手続又は訴訟手続をとる必要がある場合には、この仲裁手続又は訴訟手続は

被告の居住する地において行なわれるべきものとする」とある。一般に被告となるのは中国人民保險公司である。そうすると中国人民保險公司の所在地は中国であるから、紛争解決は中国の法律、慣習によって結局は行なわれることになるのであるが、中国には現在海上保險法が制定されておらない。又おそらく海上保險に関する慣習も成立していないであろう。そうすると真相の追及と公明正大と合理性の原則に基づき紛争は処理されることになる。この拙論は中国英文積荷保險証券の字づら上の単なる解説にすぎないことを諒解してもらいたい。

1 保險証券の裸本文の原文と邦訳

中国保險証券は、ロンドンの海上保險会社が使用する Company Form を相当模倣している。わが英文保証証券はこの Company Form を殆んど一言一句に至るまで模倣しているが、中国保險証券の模倣の程度は少ない。

先ず中国保險証券の全文を掲げた上、その私訳を掲げる。そしてこの保險証券の各約款ごとにその原文を掲げ、それがわが英文保險証券との、したがって、ロンドンの Company Form との、相違点を解説することにする。

中 国 人 民 保 險 公 司

本 店 設 立

中国北京 1949年

保險証券番号……………	中国人民保險公司は何某によって保險の申込を受けた。何某は、自己の名において、および保
保險金額……………	險の目的の一部又は全部が現在帰属し、もしくは
保險料率……………	は帰属することあるべき又は将来帰属する他の

The People's Insurance Company of China

HEAD OFFICE
PEKING, CHINA

ESTABLISHED
1949

POLICY No. _____

~~THE PEOPLE'S~~ it has been proposed to THE PEOPLE'S INSURANCE COMPANY OF CHINA by _____

SUM INSURED _____

RATE AS ARRANGED _____

PREMIUM AS ARRANGED _____

Claim, if any, payable at _____

as well in their own name as for and in the name and names of all and every other person or persons to whom the subject matter of this policy does, may, or shall appertain in part or in all to make with the said Company the Insurance hereinafter mentioned and described. Now this Policy Witnesses that in consideration of the said person or persons effecting this Policy paying to the said Company the premium above mentioned the said Company takes upon itself the burden of such Insurance to the amount of _____

_____ and promises and agrees with the Insured, their Executors, Administrators and Assigns in all respects truly to perform and fulfil the Contracts contained in this Policy. And it is hereby agreed and declared that the said Insurance shall be and is an Insurance (lost or not lost) upon _____

Marks and Numbers	Quantity	Property Insured	Valued at
Conveyance(s) sailing on or about:		VOYAGE: At and from to	

And the said Company promises and agrees that the Insurance aforesaid, unless otherwise stated, shall commence upon the said Goods and Merchandises from the time when the Goods and Merchandises shall be laden on board the said Ship or Vessel, Craft or Boat as above and continue until the said Goods and Merchandises be discharged and safely landed at as above. And that it shall be lawful for the said Ship or Vessel in the voyage so Insured as aforesaid to proceed and sail to and touch and stay at any Ports or Places whatsoever without prejudice to this Insurance. And touching the Adventures and Perils which the said Company is contented to bear and does take upon itself in the Voyage so Insured as aforesaid: they are of the Seas, Fire, Jettisons, Barratry of the Master and Mariners and of all other like Perils, Losses, and Misfortunes that have or shall come to the Hurt, Detriment or Damage of the aforesaid subject matter of this Insurance or any part thereof. And in case of any Loss or Misfortune it shall be lawful to the Insured, their Factors, Servants and Assigns, to sue, labour and travel for, in and about the Defence, Safeguard and Recovery of the aforesaid subject matter of this Insurance, or any part thereof, without prejudice to this Insurance; to the charges whereof the said Company will bear in proportion to the sum hereby insured. And it is expressly declared and agreed that the acts of Insurer or Insured in Recovering, Saving, or Preserving the Property Insured shall not be considered as a waiver, or acceptance of abandonment.

IN WITNESS WHEREOF this Policy has been signed by the said Company at _____ this _____ day of _____, in the year One thousand Nine hundred and _____

Examined:

THE PEOPLE'S INSURANCE COMPANY OF CHINA

保険料…………… 一切の人々のために、かつ、その名において、
 保険金支払地…… 以下記載する保險契約を当公司与締結するもの
 として、よって本保險証券は以下のことの証拠
 となる。すなわち本保險契約を締結する上記の
 者が上記の保険料を当公司に支払う 対 価 と して、
 当公司は、……の金額まで上記の保險責任
 を負担し、かつ、本保險証券に記載された契約
 をすべての点について忠実に履行することを被
 保險者、その遺言執行人、遺産管理人および譲受
 人に約束する。又、上記の保險は下記財産に対
 する（滅失したと否とを問わずの条件の）保險
 であることをここに合意し、かつ言明する。

荷印および番號	数 量	被 保 險 財 産	評 価 額
輸送用具 発航予定日		航海……においておよびそこから ……まで	

そして当会社は次のことを約束し、かつ、合意する。すなわち、上
 記の保險は、別段の定めがないかぎり、上記の貨物および商品が上記
 の船舶、艀舟又は荷舟に積込まれた時から上記の貨物および商品につ
 いて開始し、上記の貨物および商品が上記の港において荷卸しされ、
 かつ、安全に陸揚げされるまで繼續する。更に、上記のように保險に
 付された航海において、上記の船舶がいかなる港又は地に向かって進
 航し、帆走し、寄港し、かつ、滯泊するも適法であって、本保險の効

力を害することはない。又上記のように保険に付された航海において、当会社が満足して負担する危険について言うならば、それは海固有の危険、火災、投荷、船長および海員の悪行および上記の本保険の目的又はその一部に破損、毀損又は損傷を生ぜしめたか又は生ぜしめるべき上記危険と同種の一切の危険、滅失および不幸である。そしてある滅失又は不幸が生じた場合には、被保険者、その代理人、使用人および譲受人が上記の本保険の目的の防衛、保護および回復のために万全の努力をなすことは適法であって、本保険の効力を害することはなく、その費用については、当会社は本保険証券によって保険に付された金額の割合に応じてこれを負担する。更に又被保険財産を回復し、救助し又は保存するための保険者又は被保険者の行為は委付の放棄又は承諾とはみなされないことを明確に宣言し、かつ、束約する。

よって、証拠として本保険証券は19一年一月一日——において当会社によって署名された。

検査

中国人民保險公司

2 保険証券の裸本文の約款別の解説—わが約款との比較

上掲の中国英文積荷保險証券の裸本文の各約款の英文を掲げて（私訳は前に掲げたから省く）、簡単な解説を加える。

(1) 譲渡約款

.....“as well in their own name as for and in the name or names of all and every other person or persons to whom the subject matter of this policy does, may, or shall appertain in part or in all to make with the said Company the insurance hereinafter mentioned and described”.

これは譲渡約款であって、日本保險証券の次の約款と全く同趣旨のものである。“.....as well in his or their own name, as for and in the name and names of all and every other person or persons to whom the same doth, may, or shall appertain, in part or in all, do make insurance, and hereby cause himself or themselves aud them and every of them to be insured.”⁽¹⁾

この譲渡約款は、保險を付した被保險者が保險証券を譲渡する必要がある場合にその譲渡を認め、更にある者が他の者（本人）の代理人として本人のために善意に保險契約を締結することを認め、この場合本人をして、損害發生の事実を知った後でも、その保險契約を追認又は採択せしめることができることを規定したものである。

日本保險証券の古風な文体は中国保險証券では現代文に改修されている。日本保險証券における the same という代名詞は本名詞がないのに突然現われていて、これが何の代名詞であるかについて若干の疑問があり、私はこれを、the same の 2 行下にある goods and merchandises の代名詞であると解して、「保險の目的」(subject-matter insured) と訳していたが、⁽²⁾中国保險証券に、subject-matter insured と全く同じ意味の subject matter of this policy に改めている。

(1) Lloyd's 保險証券の譲渡約款の解説については拙著新版英文積荷保險証券論 pp. 27～34 参照。

(2) 拙著前掲書 p. 28。

(2) 約因約款その 1

“Now this Policy Witnesses that in consideration of the said person or persons effecting this Policy paying to the said Company the premium above mentioned the said Company takes

upon itself the burden of such Insurance to the amount of.....”

これは約因約款 (consideration clause) で、わが英文保險証券には、これに相当する約款はない。約因は契約当事者が約束に関して受け又は与える権利、利益、損失、責任もしくはこれらの約束である。一切の單純契約 (simple contract) においては、それが有効であるためには、契約の中に有価約因 (valuable consideration) がなければならない。海上保險契約においては、この約因は被保險者が保險者に対して保險料を支払うことと保險者が被保險者に対して海上危険を負担することであるが、この約因を規定したのがこの約款である。

(3) 約因約款その 2

“and promises and agrees with the Insured, their Executors, Administrators and Assigns in all respects truly to perform and fulfil the contracts in this policy.”

これは約因約款の続きであるが、これはわが英文保險証券にある次の拘束約款 (binding clause) の変形であるとも言える。

“And so the said Assurers are contented, and do hereby promise and bind themselves to the Assured, his or their executors, administrators and assigns, for the true performance of the premises.”⁽³⁾

(3) この約款の解釈については、前著拙掲書 pp. 108, 109 参照。

(4) 遡及約款

“And it is hereby agreed and declared that the said insurance shall be and is an Insurance (lost or not lost) upon.....”

これはわが保險証券の上部にある “.....to be insured, lost or not lost” を踏襲した遡及約款 (“lost or not lost” clause) である。

即ち商品が f o b の売買条件で横浜を 6 月 10 日に積出された旨の通知を上海の輸入商が 6 月 11 日に受取り、6 月 11 日に中国人民保險公司にその商品の保険を付したとする。然るに 6 月 10 日に横浜出帆直後被保険危険に因ってその商品が滅失又は損傷しても、被保険者が 6 月 11 日に保険契約を申込み時にその事実を知っていない場合に限り、保険者は、遡及約款の効力によって、この損害を填補するのである。

(5) 保険期間約款

“And the said Company promises and agrees that the Insurance aforesaid, unless otherwise stated, shall commence upon the said Goods and Merchandises from the time when the Goods and Merchandises shall be laden on board the said Ship or Vessel, Craft or Boat as above and continue until the said Goods and Merchandises be discharged and safely landed at as above.”

これが中国保険証券の保険期間約款であって、わが保険証券の下記保険期間約款に対応するものである。

“beginning the Adventure upon the said Goods and Merchandises from the loading thereof on aboard the said Ship, and shall so to continue and endure, until the said Goods and Merchandises shall have arrived at……and until the same be there discharged and safely landed.”⁽⁴⁾

(4) この約款の解釈については、拙著前掲書 pp. 44~46 参照。

日本保険証券の保険期間約款においては、保険証券には本船の船名のみが記載される関係上、保険期間は、本船に被保険貨物が船積された時に開始するが、中国保険証券においては、この保険期間約款の上部にある運送用具 (conveyances) の記載欄に本船のみを記載すれ

ば、被保険貨物が本船に積込まれた時に保険期間が開始し、したがって、舢舨危険は保険者の負担に属しない。然し運送用具欄に舢舨又はその他の荷舟を記載すれば、舢舨又は荷舟に被保険貨物を積込んだ時から保険期間が開始することになる。本船と積込舢舨を記載すれば、積込舢舨に被保険貨物を積込んだ時から保険期間が開始することは言うまでもない。なお上の枠内の Voyage: at and from の次に本船又は舢舨の発航港が記載され、to の次に到達港が記載されるから、本船又は舢舨への被保険貨物の積込港は発航港でなければならない。

又保険期間の終了は到達港での被保険貨物の陸揚げの時である。運送用具欄に本船のみが記載され、陸揚舢舨が記載されていなくとも、discharged and safely landed at as above とあるから、陸揚舢舨を使用した場合その舢舨の危険が当然に保険者の負担に属する。英国式保険証券においては、陸揚舢舨の使用が慣習である場合のみ、陸揚舢舨の危険が保険者の負担に属するが、中国保険証券にそのような制限があるのかどうか判らない。海上保険契約の原則上、中国においても、危険変動の原則が認められるものと思われるから、慣習上陸揚舢舨を使用しないのに、これを使用すると、危険の変動があるものとして、陸揚舢舨を使用すれば、本船から陸揚舢舨に荷卸した時に保険期間は終了するものと解せられる。中国保険証券は証券面にも他の場所にも、日本で使用する英文積荷保険証券にある英法準拠約款がないので、一応、保険約款の文言と海上保険契約の原則とから、このように解釈せざるをえない。

(6) 寄港滞泊約款

“And that it shall be lawful for the said Ship or Vessel in the voyage so Insured as aforesaid to proceed and sail to and

touch and stay at any Ports or Places whatsoever without prejudice to this Insurance.

これはいわゆる寄港滯泊約款 (clause “touch and stay”) でわが⁽⁵⁾ 保險証券の同約款と同趣旨のものである。

(5) 拙著前掲書 p. 46~48 参照。

(7) 危険約款

“And touching the Adventures and Perils which the said Company is contented to bear and does take upon itself in the Voyage so Insured as aforesaid: they are of the Seas, Fire, Jettisons, Barratry of the Master and Mariners and of all other like Perils, Losses, and Misfortunes that have or shall come to the Hurt, Detriment or Damage of the aforesaid subject matter of this Insurance or any part thereof.”

上掲の中国の危険約款 (perils clause) はわが英文保險証券の下記危険約款とは相当異なる。

“Touching the Adventure and Perils which the Assurers are content to bear and to take upon them in this Voyage, they are of the Seas, Men-of-War, Fire, Enemies, Pirates, Rovers, Thieves, Jettisons, Letters of Mart and Countermart, Surprisals, Takings at sea, Arrests, Restraints and Detainments of all Kings, Princes and People, of what Nation, Condition, or Quality soever, Barratry of the Master and Mariners, and of all other Perils, Losses and Misfortunes that have or shall come to the Hurt, Detriment, or Damage of the said Goods and Merchandises, or any part thereof.”⁽⁶⁾

(6) この危険約款については、拙著前掲書 pp. 54~92 参照。

(a) 中国保險証券の危險約款は列挙責任主義約款である。

中国の危險約款も日本保險証券の危險約款と同様に列挙責任主義を採用するが、両者の違いは、中国の危險約款は日本保險証券の危險約款に比して、保險者の負担危險が著しく少ないということである。すなわち、日本約款による被保險危險は海固有の危險、軍艦、火災、外敵、海賊、漂盜、強盜、投荷、捕獲免許状、報復捕獲免許状、海上における占有奪取、君主の抑止および船員の悪行並びに以上列挙危險と同種の危險であるのに対し、中国約款による被保險危險は海固有の危險、火災、投荷および船員の悪行とこれら 4 種の危險と同種の危險のみである。

(b) 中国保險証券の危險約款は戦争危險を含まない。

中国の危險約款は戦争危險を保險証券の裸本文の規定によっては保險者に負担せしめない。したがって、保險証券面にはわが保險証券にあるような捕獲拿捕不担保約款 (F. C. & S. Clause) の定めがない。戦争危險を保險者が負担する場合には、後に掲げるような海上貨物戦争危險担保約款 (ocean marine cargo war risks clauses) を特約するのである。

(c) 中国保險証券の危險約款は船員の悪行を除き海賊、強盜等の人為的危險を含まない。

中国では、海上貨物保險契約の締結に当っては、全損のみ担保 (T. L. O.), 分損担保 (W. A.) 又は全危險担保 (All Risks) のいずれかの条件で契約されることが予定されておることは、後掲の海上貨物約款で示すとおりであって、これら 3 種の特約には、いずれも担保危險の明細が記載されているが、この担保危險の明細の中にも、海賊、強盜等の人為的危險は含まれていない。海賊又は強盜の危險が原因形態の

危険として発生し、その結果火災が起これば、危険約款記載の火災として保険者の負担に帰することとなろうが、海賊又は強盜が被保険貨物を強取した場合、強取という発現形態の危険は危険約款に記載されていないから、これは保険者の負担に帰しないことになる。

(d) 中国保險証券の危険約款は同種制限の原則を明記している。

日本保險証券の危険約款は、前掲のとおり、各種の危険を列挙し、最後に all other perils という総括的文言と記載しているが、この all other perils は文字どおり「その他一切の危険」でなく、この総括的文言に先行する具体的列挙危険と同種の (*ejusdem generis*; the like or same kind) の危険であって具体的列挙危険に漏れた危険に限りこれを含むという「同種制限の原則」(principle of *ejusdem generis*) が英法にはある。中国にはかかる解釈原則はないものとみえ、わが保險証券の危険約款の all other perils というところを all other like perils の明記している。したがって、all other like perils は日本保險証券の all other perils と同じ意味をもつ。故に all other like perils は前に具体的に列挙してある海固有の危険、火災、投荷および船員の悪行の4種の危険と同種の危険に限定される。

後掲の海上貨物約款によって特約される全損のみ担保、分損担保および全危険担保の中には各種の危険が具体的に列挙されているが、その多くは海固有の危険とその同種の危険であると言える。

(8) 損害防止約款

“And in case of any Loss or Misfortune it shall be lawful to the Insured, their Factors, Servants and Assigns, to sue, labour and travel for, in and about the Defence, Safeguard and Recovery of the aforesaid subject matter of this Insurance, or

any part thereof, without prejudice to this Insurance; to the charges whereof the said Company will bear in proportion of the sum hereby insured.”

この損害防止約款 (sue and labour clause) は日本保険証券の同約款⁽⁷⁾と全く同趣旨でその文言も殆んど同じである。

(7) 損害防止約款の解釈については、拙著前掲書 pp. 93~104 参照。

日本保険証券においては、損害防止約款上損害防止に努めることは被保険者側の権利となっているが、1906年英国海上保険法第78条第4項では、「損害を防止又は軽減するために合理的な処置を講ずることは、すべての場合において、被保険者およびその代理人の義務である」と規定して、被保険者側に損害防止義務を課している。中国に海上保険の制定法がなく、したがって損害防止の義務の規定がないのであるから、中国人民保険会社がわざわざ英文保険証券を作成するのであれば、損害防止約款を *it shall be lawful to the Insured……* とせず *it is the duty of the Insured……* とすべきであったと思う。現行約款であると、被保険者側が損害防止軽減を怠った場合、防止軽減しうべきであった損害について保険者に填補責任があるのかどうかの問題が起こるに相違ない。尤も現行約款の文字解釈によれば、損害を防止軽減することは被保険者側の権利であるから、損害防止軽減を怠っても、保険者は被保険危険に因って生じた損害については填補責任を負うことになる。

又、英国では、損害防止約款は保険契約と別個独立の補足協定であることが判例および制定法上確定しているが、中国の損害防止約款が同様に取扱われるのかどうかは、同約款の文言上明らかでない。したがって、損害防止軽減に努め、そのために費用を支出したが、保険

の目的が全損になった場合、保険者は全損として保険金額全額を填補した上、損害防止費用をも填補するのかどうか必ずしも明らかでない。損害防止約款に損害防止費用を保険者が填補すると規定しているから、この規定のみから見れば恐らく保険損害の外にこれを填補するのであろう。しかし、後述の貨物海上保険約款第4条末尾の規定には、保険損害に損害防止費用を加えた金額が損傷貨物の保険金額を超えるときは、その超過額についてはこれを填補しないと定めている。

(9) 放棄約款

“And it is expressly declared and agreed that the acts of Insurer or Insured in Recovering, Saving, or Preserving the Property Insured shall not be considered as a waiver, or acceptance of abandonment.”

この放棄約款 (waiver clause) は日本保険証券の放棄約款⁽⁹⁾と同旨で文言も大体同じである。

(9) この放棄約款の解釈については拙著前掲書 pp. 104~107 参照。

以上中国人民保險公司の英文海上貨物保険証券の裸本文の全文を紹介した。この英文保険証券は日本の英文保険証券の裸本文の実用的価値のある約款のみを採用したものと言える。例えば日本保険証券の Memorandum (小損害免責約款) に相当する約款を記載しないのは、損害填補の範囲に関する特約が、後掲の海上貨物約款にあるとおり、T.L.O. と W. A. と All Risks であって、W.A. 条件にも franchise を全く適用しないためである。

Lloyd's 式保険証券および Lloyd's 式保険証券を完全に模倣するものが英文貨物海上保険証券の裸本文と中国保険証券の重要な相違点は、危険約款にある。

3 中国人民保險公司海上貨物約款（1972年4月1日）

（The People's Insurance Company of China Ocean Marine Cargo Clauses）

中国人民保險公司是、外国貿易貨物について、保險証券に添付される固定的特別約款として、1972年3月31日までは、わが国で現在使用している Institute of London Underwriters 制定のいわゆる Institute Clauses を使用していたが、1972年4月1日からは、同公司是獨特の簡潔な特別約款を作成使用している。同約款は前文、第1条担保範圍（第1全損のみ担保、第2分損担保、第3全危険担保）、第2条免責、第3条担保の開始と終了、第4条貨物の損害の鑑定と保險金請求、第5条紛争の処理の5か条から成る。

次にこの約款の英文と私訳とを掲げ、簡単な解釈を付する。

前 文

With a view to developing friendly trade dealings between China and the peoples of various countries in the world and according to the principle of equality and mutual benefit, this Company writes Ocean Marine Cargo Insurance, the clauses being as follows :

「中国と世界各国の人民との間の友好貿易を發展させるため、かつ、平等と互惠の原則に従って、当公司是貨物海上保險を引受ける。その約款は次のとおりである。」

解説 保險約款にこのような前文が付されているのは、他国にその例がない。前文の内容は読んで字の如くであって、解説の必要はない。

1. Scope of Cover

This insurance is classified into three forms—Total Loss Only (T. L. O.), With Average (W. A.) and All Risks. Where the insured goods sustain loss or damage, this Company shall undertake to indemnify therefor according to the risks insured and the Provisions of these Clauses.

(1) **Total Loss Only (T. L. O.)**

This Company shall be liable for

(a) total loss of the insured goods caused in the course of transit by natural calamities—heavy weather, lightning, floating ice, seaquake, earthquake, flood, etc. or by accidents—grounding, stranding, sinking, collision or derailment of the carrying conveyance, fire, explosion and falling of entire package or packages of the insured goods into sea during loading or discharge, etc ;

(b) Sacrifice in and contribution to General Average and Salvage Expenses arising from the foregoing events.

(2) **With Average (W. A.)**

This Company shall be liable for

(a) total or partial loss of the insured goods caused in the course of transit by natural calamities—heavy weather, lightning, floating ice, seaquake, earthquake, flood, etc. or by accidents—grounding, stranding, sinking, collision or derailment of the carrying conveyance, fire, explosion and falling of entire package or packages of the insured goods into sea during loading or discharge, etc ;

(b) Sacrifice in and contribution to General Average and

Salvage Expenses arising from the foregoing events.

(3) All Risks

In addition to the liability covered under the aforesaid Total Loss Only and With Average insurance, this Company shall also be liable for total or partial loss of the insured goods caused by shortage, shortage in weight, leakage, contact with other substance, breakage, hook, rainwater, rust, wetting, heating, mould, tainting by odour, contamination, etc. arising from external causes in the course of transit.

Goods may be insured on Total Loss Only or With Average or All Risks conditions and may also be insured against additional risks upon consultation.

「第1条 担保の範囲

この保険は全損のみ担保、分損担保および全危険担保の3種に分類される。被保険貨物が滅失又は損傷した場合には、これに対し、当公司は、保険に付された危険とこの約款の諸規定に従って損害を填補することを約束する。

(1) 全損のみ担保

当公司は下記について責に任ずる。

(a) 荒天・落雷・流水・津波・地震・洪水・その他の自然災害に因って、又は運送用具の乗揚げ・座礁・沈没・衝突もしくは脱線、火災・爆発および積込み又は荷卸しの際における被保険貨物の梱包1個毎の海中墜落・その他の事故に因って、運送行程中に生ずる被保険貨物の全損

(b) 前号の出来事から生ずる共同海損犠牲、共同海損分担額およ

び救助費

(2) 分損担保

当公司は下記について責に任ずる。

(c) 荒天・落雷・流水・津波・地震・洪水・その他の自然災害に因って、又は運送用具の乗揚げ・座礁・沈没・衝突もしくは脱線、火災・爆発および積込み又は荷卸しの際における被保険貨物の梱包 1 個毎の海中墜落・その他の事故に因って、運送行程中に生ずる被保険貨物の全損又は分損

(b) 前号の出来事から生ずる共同海損犠牲、共同海損分担額および救助費

(3) 全危険担保

前 2 項の全損のみ担保および分損担保の保険の下において担保する責任の外に、当公司は、運送行程中外襲の原因から生ずる不足、重量不足・漏損・他物との接触損・破損・鉤傷・雨濡れ・錆・湿り・むれ・かび・臭気汚染・汚染・その他に因って生ずる被保険貨物の全損又は分損についても責に任ずる。

貨物は全損のみ担保、分損担保又は全危険担保のいずれかによってこれを保険に付することができる。又更に貨物は協議の上付加危険についてもこれを保険に付することができる。」

解説 (1) 中国においては、定型的特約としては、全損のみ担保、分損担保および全危険担保の 3 種が制定されていて、分損不担保(F.P.A.; free from particular average)の特約は設けられていない。上記 3 種の特約には保険証券本文の危険約款列举の危険以外に、それぞれ担保危険が明示されているが、この種の特約には、更に協議の上付加危険を保険者に負担せしめることができると規定されている。この 3 種の特

約は保險証券本文の危険約款に追加されるのであるから、危険約款は当然に適用される關係上、協議の上追加される危険は危険約款に列挙された危険以外の危険である。3種の特約にも危険約款にも列挙されていない危険と言え、戦争危険、海賊、強盜、小盜、拔荷等の危険であるから、これらの諸危険が協議の上追加される危険の主なものであろう。

(2) 「全損のみ担保」について

第1条第1項の「全損のみ担保」は損害填補の範圍に関する特約であるから、被保險危険はこれに記載された諸危険と保險証券本文の危険約款列挙の危険である。このことは第2項「分損担保」においても同様である。

中国保險証券と海上貨物約款のどこにも、英国保險証券やわが英文保險証券に特約される舢舨約款 (craft etc. clause) に相当する約款がないので、被保險貨物が数隻の舢舨に分載されていて、1隻の舢舨が沈没し、それに積まれた貨物が全損となっても被保險貨物全体から見ればその全損は分損にすぎないから、この「全損のみ担保」の条件では保險者の填補責任はない。更に又種類を異にする貨物が同一保險証券で単一保險価額をもって保險に付された場合、1906年英国海上保險法第76条第1項に規定するような「一部の全損」(total loss of a part) の觀念が中国の海上保險慣習で認められていない限り、被保險貨物を構成するある一部の貨物の全損があっても、この「全損のみ担保」の特約では、この損害は保險者の負担に帰しない、同様に荷役中の1個毎の墜落全損も、もし梱包が2つ以上あって、その1個が墜落全損になっても、「一部の全損」の觀念が慣習上認められていない限り、これも保險者の負担に帰しないことになる。

「全損のみ担保」の特約においても、共同海損犠牲損害、共同海損

分担額および救助費について、保険者が負担する。なおこの特約において salvage expenses と言うのは英法の救助料 (salvage; salvage charges) すなわち 危険に瀕した海上財産を任意に救助した者に海法によって与える報酬である任意救助料 (voluntary salvage charges) を意味するのではなく、この任意救助料の外に救助者と被保険者との間の契約に基づく契約救助料 (contracted salvage charges) や被保険者又はその代理人が被保険貨物の救助のために支出したその他一切の費用を含むものと解する。もちろん他の貨物と一緒に救助された場合には、その救助費の被保険貨物の分担額を保険者が填補する。

(3) 「分損担保」について

「分損担保」の特約における保険者の負担危険は前項の「全損のみ担保」の特約におけるものと全く同じである。「全損のみ担保」における填補損害は全損と共同海損および救助費用であるが、「分損担保」においては、この外に分損も保険者が填補する。

中国の「分損担保」の特約の特色は小損害免責 (franchise) の定めがないことである。

(4) 「全危険担保」について

第1条第1項と第2項は「損害填補の範囲に関する特約」であるが、第3項はこの種の特約ではなくて、負担危険を拡張する特約である。

わが国で使用する Institute of London Underwriters 制定の All Risks Clause は

“This insurance is against all risks of loss of or damage to the subject-matter insured but shall in no case be deemed to extend to cover loss damage or expense proximately caused by delay or inherent vice or nature of the subject-matter insured. Claims re-

coverable hereunder shall be payable irrespective of percentage.”⁽¹⁰⁾

となっていて、一応一切の危険が保険者の負担するところである。

(10) この約款の解釈については、拙著前掲書 pp. 390～413 参照。

然るに中国の全危険担保の特約は、一切の危険を保険者に負担させるのではなく、負担危険を列挙している。又わが国の All Risks 条件は保険証券本文の危険約款の適用を排除するが、中国の All Risks 条件は危険約款の適用を排除しない。なぜならば W. A 条件又は T. L. O. 条件(この 2 種の条件には危険約款が適用される)の担保危険に加えて一定の外襲的危険を担保するからである。列挙危険の多くは保険の固有の瑕疵又は性質 (inherent vice or nature of the subject-matter insured) から、あるいは外襲的原因からも生ずるが、この全危険担保の特約は運送行程中の外襲的原因から生ずるものに限っているから、保険の目的の固有の瑕疵又は性質に因って生ずるこれらの危険は保険者の負担に属しない。

2. Exclusions

This Company shall not be liable for

(1) Loss or damage caused by the intentional act or fault of the Insured ;

(2) Loss or damage falling under the liability of the Consignor or arising from normal losses of the insured goods ;

(3) Loss or damage caused by strikes of workers or delay in transit :

(4) Risks covered and excluded in the Ocean Cargo War Risks Clauses of this Company

「第 2 条 免責

当公司は下記の滅失、損傷又は危険について責に任じない。

- (1) 被保険者の故意の行為又は過失に因って生ずる滅失又は損傷。
- (2) 荷送人の責に帰すべき滅失もしくは損傷又は被保険貨物の通常の損耗から生ずる滅失もしくは損傷。
- (3) 労働者のストライキ又は運送の遅延に因って生ずる滅失又は損傷。
- (4) 当公司の海上貨物戦争危険担保約款によって担保された危険および同約款によって免責された危険。」

解説 (1) 第1号は被保険者の故意の行為と過失に因る損害を免責している。被保険者の故意の行為を免責するのは、保険契約上当然であって、これを免責しない保険契約は公序良俗に関する法の一般原則上無効である。被保険者の故意が立証される限り、その故意の行為に因って保険者の担保危険が生じ、その担保危険に因って損害が生じた場合、例えば火の消えていないマッチの抽木を故意に捨て、火を油に燃え移らせて船火事を起こした場合、火災は保険証券本文の危険約款によって保険者の担保する危険であるが、この損害は保険者の負担に属しない。「故意は間接的の場合においても容赦しない」(*dolus circuitu non purgatur*) というのが保険契約の原則である。

約款は被保険者の過失 (fault) を免責すると規定している。被保険者の重大な過失を免責するのであれば、それはどこの国でも当然認められているが、過失を免責すると言えば軽過失も免責することになるが、被保険者の軽過失を免責すれば、保険契約の効能は半減する。被保険者の軽過失に因って失火し、被保険貨物が火災に因って滅失した場合、保険証券本文の危険約款で火災を担保しながら、免責危険優先の原則から、その損害を保険者が免責されるのは甚だおかしい。loss

or damage caused by fault の loss or damage と fault との因果関係を直接的因果関係に解し、loss or damage と fault との間に危険約款上の担保危険が介在しない場合と解すれば、fault を免責する意味が理解できないこともないが、そうすれば loss or damage caused by the intentional act の場合も、loss or damage と intentional act との間の因果関係も直接的因果関係に解しなければならず、そうすると被保険者の intentional act によって危険約款列挙の危険を招致した場合、その招致危険に因って生じた損害を保険者が負担することとなり、海上保険約款の原則上そのことは絶対に認められない。

これを要するに、被保険者の過失のうち重過失を免責するのは当然であっても軽過失を免責することは問題である。もっとも、貨物海上保険は商人という専門業者を被保険者とする保険であるから、被保険者自身の過失をも保険者の免責事由とすることは、一般人を被保険者とする火災保険の場合とは違って、あながち不合理極まるものとは言えず、現にドイツ商法第 821 条第 4 号およびドイツ海上保険普通約款第 33 条第 1 項は被保険者の過失を免責しているが、海上保険の被保険者に対する効能を減ずることは確かである。

(2) 第 2 号は荷送人の責に帰する滅失損傷と被保険貨物の通常の損耗から生ずる滅失損傷を免責しているが、前者の例として考えられるのは、荷造の不完全に因る損害であろう。又後者は、運送転々中外襲的事故なくして生ずる被保険貨物の漏出、蒸発、変質、腐敗、かすり傷のようなものである。

(3) 第 3 号はストライキ危険と運送の遅延に因る被保険貨物の損害を免責している。ストライキ危険はどこ国でも一応免責して、必要に応じ特約をもって担保することになっているが、中国もその方法をと

るのであろう。運送の遅延は保險事故または免責事故の發生の結果生ずることがあり、あるいは危險の要件を備えない事情（例えば被保險者の任意の行為）の結果生ずることがある。遅延は貨物の腐敗、変質のような保險の目的の性質又は欠陥（瑕疵）を發現せしめることもあれば、あるいは市場の喪失に因る損害を生ぜしめることがあり、又引渡期限の違約に因る賠償金支払いのような責任損害を生ぜしめることもある。運送の遅延に因る市場の喪失および賠償金の支払いは貨物の所有利益の保險には無關係であるから、この免責規定をまつまでもなく、保險者は無責である。ここで運送の遅延に因る滅失損傷の免責というのは、運送の遅延に因って不可避的に生じた被保險貨物の滅失損傷の免責である。

遅延に因って生ずる滅失損傷の典型的なものは、被保險貨物の腐敗、変質等であるが、被保險貨物が座礁したため仕向地到達が遅れ、そのため貨物が腐敗、変質したのであれば、その損害は第2号の *normal losses of the insured goods* から生じたのではないから、第2号によっては免責されない。そこで第3号で運送の遅延に因る損害を免責したのは、保險經營の技術的な要請によったものであって、航海の通常経過において生じた保險の目的の固有の欠陥又は性質の發現と運送の遅延に因って生じた保險の目的の固有の欠陥又は性質の發現との区別の困難から免責したのであろう。

なお第3号は運送の遅延を危險變動として規定したのではなく、危險の原因的制限として規定したのであって、運送の遅延が生じても保險者は保險責任を解除されないから、遅延した運送中に保險事故が発生してそれに因って貨物が滅失損傷すれば、保險者は填補の責に任じなければならない。

(4) 第4号は後掲の海上貨物戦争危険担保約款によって担保された危険と免責された危険を免責すると規定している。同約款は各種戦争危険を担保するが、例外として原爆、水爆および核兵器に因る損害を免責している。

3. Commencement and Termination of Cover

This insurance shall take effect from the time the insured goods leave the Consignor's warehouse at the place of shipment named in the Policy and shall continue in force in the ordinary course of transit including sea and land transit until the insured goods are delivered to the Consignee's warehouse at the destination named in the Policy. The Cover shall, however, be limited to sixty days upon discharge of the insured goods from the sea-going vessel at the final port of discharge.

「第3条 担保の開始と終了

この保険は、被保険貨物が保険証券記載の船積地の荷送人の倉庫を離れる時からその効力を生じ、被保険貨物が保険証券記載の仕向地の荷受人の倉庫に引渡される時まで、海上および陸上運送を含む通常の運送行程中、有効に存続する。ただし、担保は被保険貨物が最終荷卸港において航洋船から荷卸しされた日から60日を限度とする。」

解説 この約款はいわゆる倉庫間約款 (warehouse to warehouse clause) であって、保険期間を保険証券本文の保険期間約款よりも拡張する約款である。保険期間約款によれば、保険者の担保は被保険貨物を本船又は艀舟に積込んだ時に始まり、それが陸揚げされた時に終わる。倉庫間約款は、積出地から船積港までおよび陸揚港から仕向地

までの陸上運送中の危険をも保険者に負担させるためのものである。

保険者の責任が継続するためには、被保険貨物が荷送人の倉庫を離れた後は、被保険貨物は通常の運送行程 (the ordinary course of transit) になければならない。通常の運送行程というのは、保険証券に運送路を定めたときはその運送路を、また保険証券に運送路を定めていないときは慣習上定まった運送路を、保険証券に定めた運送方法又は慣習上定まった運送方法に従って、被保険者の故意又は過失に因る遅延、離路その他の危険の変動がない運送を意味する。したがって、例えば離路 (deviation) があった場合、又は陸揚港から最終仕向地までの運送用具が貨車であると保険証券に指定されているときにトラックを使用した場合、それは通常の運送行程の逸脱であり、又陸揚港で陸揚後直ちに仕向地に向かって継搬できるにかかわらず、陸揚港の倉庫で新たな買手を待って保管されると、それもまた通常の運送行程の逸脱であって、保険責任は終了するものと解する。

この約款の最後に、最終荷卸港での航洋船からの荷卸し後の保険者の保険責任を60日に限定した。最終荷卸港での荷卸し後、いつでも仕向地に向かって継搬できるにもかかわらず被保険者の都合によって継搬せずに、荷卸港に貨物を止めおくことは、通常運送行程の逸脱であって、その逸脱の時に保険責任が終わることは前述のとおりである。そこでこの60日間の期間制限は、被保険者の行為又は怠慢に因らないで、すなわち被保険者の責に帰することができない事情に因って、最終荷卸港における荷卸後に、仕向地に向かって継搬できない場合に、保険責任を荷卸後60日と制限したのである。第2条第3号によって、運送の遅延を危険の制限として規定し、危険の変動として規定しなかった関係上、運送の遅延があっても、保険者の危険負担責任が継続す

ることになる。それでは保險者にとって甚だ不利であるので、運送が遅れ勝ちになる陸揚港での陸揚後に、仕向地へ発送する間の期間に制限を設けたのである。

4. Survey of Damage to Goods and Presentation of Claim

(1) The Insured shall take delivery of the insured goods in good time upon arrival thereof at the destination or port of destination named in the Policy and shall undertake to:

apply immediately for survey to the surveying agent⁽¹⁾ or the claims settling agent stipulated in the Policy should the insured goods be found to have sustained loss or damage. In case this Company has no surveying agent or claims settling agent locally, a local competent surveyor may be applied to for survey;

obtain forthwith from the Carrier or relevant Authorities (Customs and Port Authorities, etc.) Certificate of Loss or Damage and/or Short-landed Memo and lodge a claim with the Carrier or the party concerned in writing should the insured goods be found short in entire package or packages or to show apparent traces of damage.

(2) The insured shall submit the following documents when presenting a claim to this Company:

Original Policy or Certificate of Insurance, original or copy of Bill of Lading, Invoice, Packing List and Tally Sheet;

Certificate of Loss or Damage and/or Short-landed Memo, Survey Report and Statement of Claims.

When third party liability is involved, the letters and cables

relative to pursuing of recovery to and from the third party and the other essential certificates or documents shall be submitted in addition.

(3) The time of validity of a claim under this insurance shall not exceed a period of nine months counting from the time of completion of discharge of the insured goods from the sea-going vessel at the final port of discharge.

This Company shall undertake to indemnify the Insured for the reasonable expenses incurred by him for having immediately taken effective measures in salving and preventing further loss of the insured goods after damage was sustained but the amount of such indemnity together with the amount of the claim shall not exceed the insured amount of the damaged goods.

- (1) 原文は the surveying agent of the claim settling agent となっているが、この of は or の誤植に相違ない。

「第4条 貨物の損傷の鑑定と保険金の請求

(1) 被保険者は、被保険貨物が保険証券記載の仕向地又は仕向港に到達した後相当な期間内これを引取り、かつ、次のことをなすことを約束する。すなわち

被保険貨物が滅失又は損傷したことが判明したならば、遅滞なく、保険証券に記載した鑑定代理人又は保険金支払代理人に、鑑定の依頼をすること。その地方に当会社の鑑定代理人又は保険金支払代理人がいなければ、その地方の有資格鑑定人に鑑定を依頼することができる。

被保険貨物の梱包丸ごとの不足が判明したか又は損傷の跡型が明白であるときは、運送人又は関係官庁（税関又は港湾局）から、遅滞なく、滅失又は損傷の証明書および／もしくは陸揚不足覚書入手し、運送人又は関係当事者に損害賠償請求書を提出すること。

(2) 被保険者は、当公司に保険金を請求するときは、次の書類を提出しなければならない。

保険証券の原本又は保険証明書、船荷証券・送り状・包装証明書および検数票の原本又は写本

滅失もしくは損傷の証明書および／または陸揚不足覚書、鑑定書および保険金請求明細書。

第三者の責任に関係があったときは、損害賠償請求に関して第三者と往復した手紙および電報およびその他の必要な証明書又は書類をも、前2号の証明書又は書類の外に提出しなければならない。

(3) この保険に基づく保険金請求の有効期間は、被保険貨物が最終荷卸港において航洋船から荷卸しを完了した時から起算して9か月の期間をこえないものとする。

当公司は、被保険貨物が損傷した後、同貨物を救助し、かつ、損害の増大を防止するために被保険者が直ちに有効な手段をとったために被保険者が支出した相当な費用について、被保険者に填補することを約束する。ただし、保険金に上記の損害防止費用填補額を加えた額は損傷貨物の保険金額をこえないものとする。」

二三三 解説 (1) この約款の前段は、保険金請求のための諸手続きを規定したものであって、日本を始め諸外国の約款では、損害通知義務、損害説明義務を課するだけで、このような詳細な規定を設けていないが、実務においては、どこの国でもこの約款に規定しているような書類を

提出することになっている。

第三者が保險事故に因る損害について賠償する責任があるときは、被保險者は当該第三者に対して損害賠償請求をしなければならない。この点わが英文保險証券の“Important—Liability of Carrier, Bailees or other third Parties”に規定するところと同じである。然し第三者が損害を賠償しないからと言って、保險者は自己の損害填補義務を免かれるものではない。この場合、先ず保險者が被保險者に損害を填補し、然る後代位によって保險者が第三者に請求することになる。

(2) この約款の中段は保險金請求期間を規定したものであって、わが英文約款および和文約款にはこの種の約款はない。したがって、わが国では和文保險契約による場合は、保險金支払義務の时效は2年であり（商法663条）、英文保險証券の場合は6年である。

(3) この約款の後段は、保險者が損害防止費用を填補することを定めた約款である。保險証券本文の損害防止約款に既に損害防止費用を保險者が填補する旨を規定しているので、改めてここに再び規定する必要はないように思われる。それを殊更に規定したのはなぜか。それはおそらく損害防止費用の填補は、保險金に加えて、保險金額を限度とすることを強調するためであろう。わが国の英文約款でも和文約款でも、正当な損害防止費用は、保險損害である保險金の外に保險者が填補すると規定し、わが商法第660条第1項もその旨を規定している。然るに中国のこの約款を見ると、保險金に損害防止費用を加えた額が損傷貨物 (damaged goods) の保險金額をこえる場合には、その保險金額を限度としてしか、損害防止費用は填補されない。正当な損害防止費用を支出した後保險の目的が滅失した場合については、この約款

は規定していないとも解せらる。なぜならば、damaged goods は lost goods ではないからである。したがってこの場合は保險証券本文の損害防止約款によって保險者の負担に帰すると解することもできるが、分損の場合は損害防止費用の填補を制限し、全損の場合にはこれを制限しないとは考えられないので、この点不可解である。

5. Treatment of Disputes

All disputes arising between the Insured and this Company shall be settled by friendly negotiation on the principles of seeking truth from facts and of fairness and reasonableness. Where a settlement fails after negotiation and it is necessary to submit to arbitration or take legal actions, such arbitration or legal actions shall be carried out at the place where the defendant is domiciled.

「第5条 紛争の処理

被保險者と当公司との間に生ずる一切の紛争は、事実からの真相の追求の原則と公明正大と合理性の原則に基づき友好交渉によって解決されるべきものとする。交渉によるも解決が成立せず、かつ、仲裁手続き又は訴訟手続をとる必要がある場合には、この仲裁手続又は訴訟手続は被告の居住する地において行なわれるべきものとする。」

解説 この約款は仲裁手続又は訴訟手続をとる場所が被告の居住地であるということと「紛争処理の方法が真相追及の原則と公明正大と合理性の原則である」ということに重大な意義がある。被告は多くの場合被保險者である中国人民保險公司であるから、北京（本店所在地）その他の中国主要都市（支店所在地）で仲裁手続又は訴訟手続がとられ

ることになる。この論文のはしがきに述べたとおり、中国には海上保険の制定法がなく、かつ従来の民法は廃棄されたとのことであるから、海上保険契約に関する紛争が起こったとき、例えばある損害が起こった場合、その原因が保険事故であるかどうか、又は免責事故もしくは不担保事故であるかどうか、保険事故と損害との因果関係をどのようにして決めるか等の紛争が起こったとき、法律・慣習がないので、真相追及と公明正大と合理性の原則によって処理すると定めたのである。「真相追及と公明正大と合理性」の原則というような抽象的標準では、多分に話し合いとか妥協とかの要素が入って来るであろうし、仲裁人又は裁判官の主観が最後にものを言うことになる。

4 中国人民保險公司海上貨物戦争危険担保約款

(1972年4月1日)

(The People's Insurance Company of China Ocean Marine Cargo War Risks Clauses.)

1. Scope of Cover

This Company shall undertake to indemnify for the loss of or damage to the insured goods consequent upon the under-mentioned clauses:

(1) Loss or damage caused by war, hostile acts or armed conflicts;

(2) Loss or damage caused by seizure, detainment, confiscation or blockade arising from the events (1) hereinabove, but such loss or damage shall be dealt with only on expiry of six months from the day when the loss or damage arises;

(3) Loss or damage caused by conventional weapons of war, including mines, torpedoes and bombs.

This Company shall further be liable for

Sacrifice in and contritition to General Average and Salvage Expenses arising from the events enumerated in (1) and (3) hereinabove.

「第1号 担保の範囲

当公司は下記諸原因に因って生ずる被保険貨物の滅失又は損傷に対して損害填補をすることを約束する。

(1) 戦争, 戦闘行為又は武力衝突に因って生ずる滅失又は損傷

(2) 上記第1号の事件から生ずる拿捕, 抑留, 没収又は封鎖に因って生ずる滅失又は損傷。ただし, かかる滅失又は損傷はそれが生じた日から6か月経過した時に始めて処理される。

(3) 機雷, 魚雷および爆弾を含む通常兵器に因って生ずる滅失又は損傷。

当公司は, 更に,

上記第1号および第3号列举の事件から生ずる共同海損犠牲, 共同海損分担額および救助費

に対しても填補の責に任ずる。」

解説 (1) 保険証券本文の危険約款は戦争危険を担保していない。それかと言って危険約款は戦争危険を別段免責してもいない。すなわち中性危険として取扱っているものと解する。したがって, 危険約款で担保することを明示している fire が起こった場合, 戦争危険に因って火災が⁽¹⁾起こったのであれば, 危険普遍の原則 (Grundsatz von der Universalität der Gefahren) 上, 火災の原因としての戦争危険を別

段免責していないので、保険者はその火災損害を填補しなければならない。

- (1) 危険普通の原則とは、保険者の損害填補範囲について保険事故の原因又は結果を制限しないかぎり、いやしくも所定の保険事故が生じたならば、保険者の責任事由が発生したものとし、その事故に因って生じた損害を填補する責を負うという原則である。拙著貨物海上保険普通約款論 p.42 参照。

この第1条は、保険者が戦争危険を担保した場合、その担保の範囲を定めた規定である。第1号の戦争、戦闘行為又は武力衝突に因る滅失損傷は、ただに敵国又は交戦団に因るもののみではなく、自国の戦闘行為に因って誤まって被保険貨物が滅失損傷したものを含む。

- (2) 第2号の拿捕、抑留、没収又は封鎖に因る滅失損傷は、拿捕、抑留、没収又は封鎖が6か月続いた時に始めて認められるものと解される。

- (3) 第2項は、戦争、戦闘行為、武力衝突、通常兵器に因る損害を避けるための共同海損犠牲損害、共同海損分担額および救助費を填補することを規定した。被保険貨物が他の貨物と共同救助された場合には、被保険貨物に割当てられた救助費が保険者の負担に帰する。

2. Exclusion

The Company shall not liable for loss or damage caused by atomic or hydrogen bombs or nuclear weapons of war.

「第2条 免責

当公司是原爆、水爆又は核兵器に因って生ずる滅失又は損傷について責に任じない。」

解説 原爆、水爆又は核兵器に因る加害行為はその被害の程度が巨額に上るおそれがあるので、戦争危険を担保する保険契約においても、

この種の兵器に因る損害を保險者の免責としたのである。

英国においては、船舶および運送貨保險について原爆、水爆又は核兵器使用の戦闘行為が生じた場合又は英、米、仏、ソ、中の5か国の間に戦争が勃発した場合には、戦争危険担保の保險は自動的に終了する約款を定めている。又わが英文積荷保險証券に添付される英文特別約款では、48時間前又は7日前の予告をもって戦争危険担保の保險契約をいつでも取消することができる旨を定めている。

3. Commencement and Termination of Cover

This insurance shall attach from the time the insured goods are loaded on the sea-going vessel or lighter at the port of shipment named in the Policy until the insured goods are discharged from the sea-going vessel or lighter at the port of destination named in the Policy, but in case the insured goods are not discharged from the sea-going vessel or lighter the longest duration of this insurance allowable on the insured goods upon arrival at the port of destination shall be limited to 15 days counting from midnight of the day of their arrival at such port.

This insurance shall cease to attach when the insured goods are discharged from the sea-going vessel or lighter at the port of transshipment, but in case the insured goods are not discharged from the sea-going vessel, the longest duration of the insurance allowable on the insured goods upon arrival at such port shall be limited to 15 days counting from midnight of the day of their arrival at such port. The insurance shall reattach

when the insured goods are loaded on the on-carrying sea-going vessel at the port of transshipment.

「第3条 担保の開始と終了

この保険は、被保険貨物が保険証券記載の船積港において航洋船又は艀舟に積込まれた時から、同貨物が保険証券記載の仕向港において航洋船又は艀舟から荷卸しされた時まで、その効力を有するものとする。ただし、被保険貨物が航洋船又は艀舟から荷卸しされない場合には、仕向港到達後被保険貨物に認められるこの保険の最長担保期間は被保険貨物が仕向港に到達の日の午後12時から起算して15日間を限度とする。

この保険は、被保険貨物が積替港において航洋船又は艀舟から荷卸しされた時にその効力を停止する。ただし、被保険貨物が航洋船から荷卸しされない場合には、積替港に到達後に被保険貨物に認められるこの保険の最長担保期間は被保険貨物が積替港に到達の日の午後12時から起算して15日内を限度とする。この保険は被保険貨物が積替港において継搬航洋船に積込まれた時に再びその効力を生ずる。」

解説 (1) 戦争危険担保の保険は waterborne only である。

海上貨物約款第3条には倉庫間約款が規定され、通常の担保危険については船積地の倉庫から仕向地の倉庫までの陸上および海上の諸危険が保険者の負担に属するが、戦争危険に関しては被保険貨物が海上にある間だけ保険者がこれを担保する。船積港において、被保険貨物が艀舟に積込まれ、艀舟から航洋船に積込まれる場合は、艀舟に積込まれた時に戦争危険担保の効力が生ずる。仕向港における荷卸しが艀舟取りされる場合、航洋船から艀舟に荷卸しされてもまだ戦争保険は

終了せず、艀舟から陸上に荷卸しされる時に保險が終了する。

(2) 仕向港における最長担保期間は15日とする。

被保險者の責に帰すべき事由に因ると否とを問わず、仕向港において荷卸しが遅延する場合には、被保險貨物が仕向港到達の日の午後12時から起算して15日経過する時に、戦争保險は終了する。

(3) 積替港における保險期間は15日を限度とする。

積替港において被保險貨物が航洋船又は艀舟から積替えのため荷卸しされると、戦争保險は一時停止する。そして繼搬航洋船に積込まれると再び戦争保險の効力が復活する。積替港において、被保險者の責に帰する事由に因ると否とを問わず、積替えのために元の航洋船又は艀舟からの荷卸しが遅延すると、元の航洋船又は艀舟が積替港に到達した日の午後12時から起算して15日間は、保險者は戦争危險を担保するが、15日間が経過すると戦争保險の効力は一時停止し、その後繼搬航洋船に積込まれると、その効力は再び復活する。

4. Automatic Termination of Cover

Should the insured goods be used for serving a war of aggression launched by imperialism, this insurance shall terminate automatically from the time of the outbreak of such war.

「第4条 担保の自動的終了

被保險貨物が帝國主義によって開始される侵略戦争の用に供せられる場合には、この保險はかかる戦争勃発の時から自動的に終了するものとする。」

解説 この種の約款は他の諸外国にその例を見ない。戦争はほとんどすべて帝國主義から始められるが、被保險貨物がかかる侵略戦争の用に供せられると、この戦争保險担保に自動的に終了する。

note ; These Clauses are the clauses of an additional insurance to the Ocean Marine Cargo Insurance. In case of a conflict between any clauses of these Clauses and the Ocean Marine Cargo Clauses, these Clauses shall prevail.

「注意——この約款は海上貨物保險の付加保險の約款である。この約款と海上貨物約款との間に抵触するものがある場合は、この約款が優先効力を有する。」

解説 保險証券本文の諸約款が普通保險約款に当たり、海上貨物約款は特別約款に当たるから、両者に抵触するものがあれば、後者が優先する。更に海上貨物約款は特別約款中の固定約款 (feste Klausel) に当たり、戦争危險担保約款は特別約款中の可動約款 (bewegliche Klausel) に当たり、両約款に抵触するものがあれば、後者が最優先する。